

土技第 926 号
平成 27 年 10 月 30 日

各課(所)長 殿

土木建築部長
(公印省略)

土木工事施工管理基準の改定について(通知)

みだしのことについて、下記の内容について別添のとおり改定し、平成27年11月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用とすることとしたので、通知します。

また、土木建築部内各課(所)については、後日、同基準の製本版を別途送付します。

なお、今回改定した土木工事施工管理基準、出来形管理基準、品質管理基準及び写真管理基準については、沖縄県技術・建設業課ホームページの下記のアドレスに掲載しています。

(<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/kouji-doboku-eizen.html>)

※当通知については、各市町村あて参考送付しています。

記

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 土木施工管理基準及び規格値(案) | 【今回改定】 |
| (1) 出来高管理基準及び規格値 | 【今回改定】 |
| (2) 品質管理基準及び規格値 | 【今回改定】 |
| 2. 写真管理基準(案) | 【今回改定】 |
| 3. 工程管理 | 【改定なし】 |
| 4. 植栽工事施工管理基準(改定なし) | 【改定なし】 |
| 5. 様式集(改定なし) | 【改定なし】 |

土木工事施工管理基準（案）

平成 27 年 11 月

沖 縄 県

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書〔H27.11〕、第1編1-1-23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

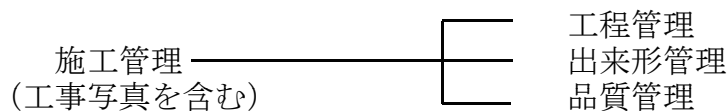
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、**沖縄県**が発注する土木工事について適用する。
ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。